

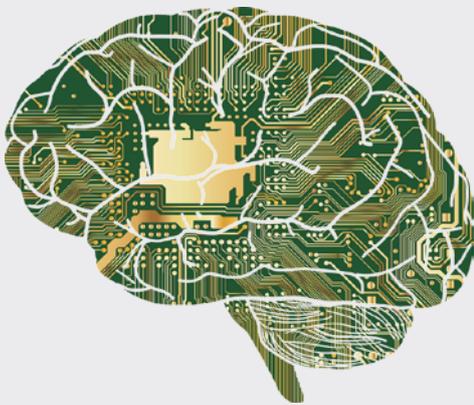
## INNOVATION PRACTICE GROUP NEWSLETTER

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のInnovationプラクティスグループのニュースレター・活動報告をお届け致します。同プラクティスグループは、技術革新（Innovation）に取り組まれている企業の皆様をサポートしております。業界の実情に応じた問題解決や先端的事業の推進、新たな取り組みへのチャレンジ等を支援すべく、各ビジネス領域について豊富な知識と実績を有する弁護士を結集して業域横断的なチームを構成し、各種ニーズにお応えしております。

### AI を活用したビジネスと法的問題点～第 1 回

| Page 1/4 |

2017 年 4 月 No.INNOV\_001



IoT（Internet of Things モノのインターネット）の進展と人工知能（AI）の進化などにより、センサーなどを通じて大量の集積されたデジタルデータをAIで分析し、新たな付加価値を生み出すイノベーティブなサービスが創出されるなど、全ての業種でビジネスチャンスが広がっています。

この第四次産業革命と呼ばれる時代の中で、IoTやAIを利活用したビジネスを行うに当たり、これまで想定されていなかった新たな法的問題点が生じています。そこで、Innovationプラクティスグループのニュースレターでは、主にIoTやAIを利活用したビジネスを行うに当たっての法的問題点を連載で解説していききたいと思います。

今般、ビジネスで活用されているAIにおいては、AI生成物の権利の帰属や、ビッグデータの利活用をめぐる法的問題点が議論されています。第1回及び第2回のニュースレターでは、主にAI生成物の権利の帰属に関する問題点について解説していきます。

## 1. ビジネスで活用されるAIとAI技術に関する基礎知識

### (1) AIの定義

人工知能（Artificial Intelligence; AI）の定義は一義的に定まっておらず、専門家によっても意見が異なります。例えば、東京大学大学院工学系研究科松尾豊准教授によれば、「人工的につくられた人間のような知能、ないしそれをつくる技術」とされています（『人工知能は人間を超えるか』（松尾豊著 角川選書 P45））。

### (2) 機械学習（Machine Learning）

AIのプログラム自身が学習する仕組みで、教師データ（正解付きデータ）などのビッグデータを解析して、機械自身が特徴点を見出す点に特徴があります。これまでは人間がある条件を設定してプログラム（アルゴリズム）を作成していましたが、コンピュータ自身が自動的に特徴点を見つけ出し、登録していくことで学習し、精度を上げていくというものです。

### (3) 深層学習（Deep Learning）

ニューラルネットワーク（Neural network；人間の脳と似た仕組みを単純化してコンピュータで再現したもの）の入力層と出力層の間にある中間層（隠れ層）を多層化した上で学習する仕組みであり、特徴量を多数、算出・抽出して、正確性を高めることにより、正解を導き出す確率を上げる点に特徴があります。現在の第3次AIブームは深層学習の開発に牽引されていると言えるでしょう。

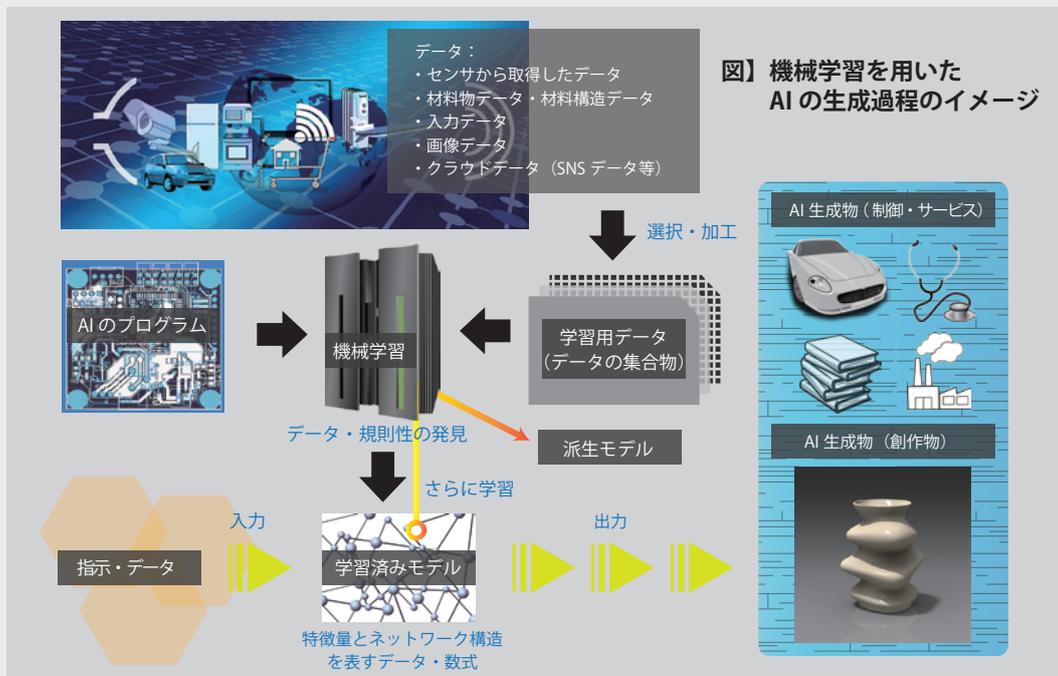
## 2. AI生成物の権利の帰属に関する問題点

### (1) AI生成物

現在、深層学習を含む機械学習の幅広い産業への応用の急速な進展が期待されています。機械学習や深層学習においては、大量の「学習用データ」を用いて、学習を行う前のAIのプログラムに特定の機能を持たせることを目的として学習を行い、「学習済みモデル」を生成します。「学習済みモデル」を特定の用途に利用する際には、新たなデータや指示を入力することで、「AI生成物」が出力されることとなります。

## (2) AI生成物の分類イメージ

- ①AI生成物のうち、「創造的活動により生み出されるもの」に相当する出力（データ）で、著作物に相当するもの（音楽、絵画／イラスト、小説など）及び発明、意匠その他に相当するものうち、人間の創造的寄与のないものは、「AI創作物」と定義されています。
- ②AI生成物のうち、「創造的活動により生み出されるもの」に相当する出力（データ）で、著作物に相当するもの（音楽、絵画／イラスト、小説など）及び発明、意匠その他に相当するものうち、人間の創造的寄与のあるものは、単にAIを道具として利用した創作物と分類されています。
- ③AI生成物のうち、「創造的活動により生み出されるもの」に相当せず、何らかの判定・判断・提案結果などもあると考えられます。



## 3. AI学習済みデータに関する論点

現在、①AI学習用データに関する論点、②AIのプログラムに関する論点、③学習済みモデルに関する論点、及び④AI生成物に関する論点が議論されています。第1回では、①及び②を取り上げたいと思います。

### (1) AI学習用データに関する論点

学習用データを作成するに当たり、元のデータに著作物が含まれる場合であっても、著作権法47条の7に基づき、必要限度で著作物を記録又は翻案し、学習用データを作成することが可能と考えられています。一方、譲渡や公衆送信については規定されていないため、複数の当事者が協業して学習済みモデルを作成する場合には、データ作成者からAI学習を行う者へ学習用データを提供又は提示する行為が著作権法上違法と解されるおそれがある点に留意が必要です。

### (2) AIのプログラムに関する論点

AIのプログラムは、現行知的財産制度上、著作権法の要件を満たせば、「プログラムの著作物」として、または、特許法の要件を満たせば、「物（プログラム等）の発明」として保護されることとなります。現状では、AIのプログラムはオープン・ソース・ソフトウェア（OSS）として公開されている場合が多く、ライセンス条件に従えば自由に利活用できます。もっとも、AIのプログラムの作成インセンティブ付与のための保護として、現行知的財産制度以外の措置が必要かにつき検討すべきとされています。

第2回では、③学習済みモデルに関する論点、及び④AI生成物に関する論点について解説する予定です。

## TOPIC



### Asian Legal Business 誌 “ALB Innovation List 2017” に掲載されました。

[ DOWNLOAD THE ISSUE HERE ]

<https://asianlegalbusiness.uberflip.com/i/796752-alb-march-2017>

Asian Legal Business 誌 2017年3月号「ALB Innovation List 2017」に、当 Innovation プラクティスグループの紹介記事が掲載されました。

この記事では、アジアに拠点を置く法律事務所 15 か所のイノベティブな取組を紹介しています。当事務所は、日系の法律事務所として唯一紹介されました。同記事では、当事務所が、AI、IoT、ビッグデータなどの急速な技術の進展とそのビジネスへの適用による変化に対応し、新たな問題についてクライアントを支援していることに触れています。また、当 Innovation プラクティスグループが、急速な変化が生じている法律分野の弁護士を結集していることや、大企業・ベンチャーキャピタルとスタートアップの間のビジネス創出に寄与していること、産官学の連携をサポートしていることも紹介されています。



### 総務省主催 国際シンポジウム「AI ネットワーク 社会推進フォーラム」において、三部裕幸弁護士・ 落合孝文弁護士がパネリストを務めました。

総務省は、3月13日・14日、国際シンポジウム「AI ネットワーク社会推進フォーラム」を、東京大学伊藤謝恩ホールで開催しました。

同省は、昨年10月に「AI ネットワーク社会推進会議」を立ち上げ、「AI 開発ガイドライン」の策定に向けた検討を進めるとともに、AI ネットワーク化の社会・経済にもたらす影響やリスクについて検討を進めています。上記国際シンポジウム「AI ネットワーク社会推進フォーラム」は、AI 開発ガイドラインの国際的な議論の推進等に資することを目的として、米国・EU・イタリア・ドイツ・フランスの政府関係者や OECD の代表者、国内外の有識者が参加して開催されました。

上記「AI ネットワーク社会推進会議」には、三部裕幸弁護士が開発原則分科会構成員として、落合孝文弁護士が影響評価分科会構成員として加わっております。「AI ネットワーク社会推進フォーラム」におきましては、三部弁護士が「AI ネットワーク化がもたらすリスクへの対応」と題するパネルディスカッションで、落合弁護士が「AI ネットワーク化がもたらす豊かさと幸せ」と題するパネルディスカッションで、パネリストを務めました。なお、このシンポジウムは、3月31日付の日本経済新聞夕刊8・9面の「AI ネットワーク化の推進で見えてきた未来図」と題する記事をはじめ、各種マスコミにおいても紹介されました。

## UPCOMING SEMINARS

2017年5月12日 (金) 9:30-12:30

> 詳細はこちら

タイトル: 「銀行法改正法案を踏まえたオープンAPI導入に係る実務上の留意点」  
主催: 株式会社セミナーインフォ  
会場: カンファレンスルーム (東京・九段下)  
講師: 弁護士 落合 孝文 (第二東京弁護士会)  
          弁護士 谷崎 研一 (第二東京弁護士会)

2017年7月14日 (金) 14:00-17:10

> 詳細はこちら

タイトル: 「Fintech 最前線 - 平成 28 年改正銀行法等の施行 (銀行出資規制の緩和・仮想通貨法)、平成 29 年改正銀行法 (オープンAPIと電子決済等代行業)、その他最新情報」  
主催: ウェストロー・ジャパン株式会社  
会場: トムソン・ロイター赤坂オフィスセミナールーム (東京・赤坂)  
講師: 弁護士 鈴木 由里 (第二東京弁護士会)

2017年5月22日 (月) 13:30-16:30

> 詳細はこちら

タイトル: 「オープンAPI導入に係る実務上の留意点 - 銀行法改正法案を踏まえ -」  
主催: 株式会社FNコミュニケーションズ / 共催: 株式会社金融ファクシミリ新聞社  
会場: 金融ファクシミリ新聞社セミナールーム (東京・日本橋)  
講師: 弁護士 落合 孝文 (第二東京弁護士会)  
          弁護士 谷崎 研一 (第二東京弁護士会)

## CONTACTS



弁護士 鈴木由里 (第二東京弁護士会)  
パートナー  
Innovationプラクティスグループ代表

Tel: 03 5501 1184  
yuri.suzuki@aplav.jp



弁護士 早川真崇 (第一東京弁護士会)  
パートナー

Tel: 03 5501 1152  
masataka.hayakawa@aplav.jp



弁護士 三部裕幸 (第二東京弁護士会)  
パートナー

Tel: 03 5501 2276  
hiroyuki.sanbe@aplav.jp



弁護士 落合孝文 (第二東京弁護士会)  
パートナー

Tel: 03 5501 2361  
takafumi.ochiai@aplav.jp

編集担当:  
弁護士 平岡亜紀子 / アソシエイト・第一東京弁護士会

[お問合せ]

innovpgmanagers@aplav.jp



## ACCESS

▶ 東京オフィス | TOKYO HEAD OFFICE

〒100-0011  
東京都千代田区内幸町 2-2-2  
富国生命ビル (総合受付 12 階)  
E-mail: info@aplav.jp  
Tel: +81-(0)3-5501-2111  
Fax: +81-(0)3-5501-2211

▶ ロンドンオフィス | LONDON OFFICE  
(Atsumi & Sakai Europe Limited)

4th Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, UK  
Contact: Ryuichi Nozaki (Director)  
E-mail: info\_uk@aplav.jp  
Tel: +44-(0)203-696-6540  
Mobile: +44-(0)74-7895-4907

▶ フランクフルトオフィス | FRANKFURT OFFICE  
(Atsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts-gesellschaft mbH)

Taunusanlage 21, 60325 Frankfurt am Main, Germany  
Local Contact: Frank Becker\*  
E-mail: frank.becker@asj-law.jp  
Tel: +49-(0)69-71000 3-0 (General)  
Contact in Japan: Takafumi Uematsu (Partner)  
E-mail: info\_frankfurt@aplav.jp

\* Admitted in the Federal Republic of Germany;  
Not Registered as a Foreign Lawyer and not practicing law in Japan

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。